

JSG ニュースレター

<Tax>

営利事業の仮決算による中間申告において CFC 投資収益の計算を免除 財政部が通達を公表

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は 2023 年 5 月 18 日付で台财税字第 11204543460 号通達を公表し、「営利事業が所得税法第 67 条第三項の規定および関連規定に基づき、当該年度上半期の営業収入総額により、当該上半期の仮決算を行う場合、同法第 43 条の 3 に規定する認識すべき投資収益の認識を免除する」としました。

[財政部による説明](#)は、以下のとおりです。

1. 所得税法第 43 条の 3 に規定する営利事業 CFC 制度（被支配外国法人税制）の各項適用要件および所得の計算方法は、通期の資料を基礎としています（例えば、持株割合、適用除外要件、CFC の当年度利益）。そのため、年度の途中においては、台湾国外の関係会社が国内営利事業の支配する CFC に該当するか否かの判断や、認識すべき CFC の投資収益の計算が困難であることが想定されます。行政手続を簡素化し、納税義務者のコンプライアンスにかかるコストを低減するため、当該通達により、営利事業が当年度上半期の営業収入総額により中間納税額を計算する方法を選択する場合、所得税法第 43 条の 3 に規定する認識すべき投資収益の計算を免除する、としました。

2. 所得税法第 67 条第一項の規定により、前期に確定申告した営利事業所得税納付額の 2 分の 1 を中間納付税額とする場合は、前期の各種所得の性質については考慮する必要がありません。すなわち、前期に営利事業 CFC 制度により計算した納付税額は含んだうえで、その中間納付税額を計算しなければなりません。

勤業衆信の見解

法令規定により、台湾国内の営利事業が当該年度に CFC による利益の分配を受けた場合、台湾営利事業は、すでに課税対象の CFC 投資収益として計上した範囲内で控除することができ、二重課税は生じません。

財政部に確認しましたが、営利事業が仮決算による中間申告を選択される場合、以下にご留意ください。上半期に CFC がその再投資する非軽課税国（地域）の事業から利益分配を受け、その利益が最終的に台湾営利事業にも分配された場合、CFC の投資収益を中間納付税額の算定に含める必要はないものの、CFC からの分配利益は営利事業所得税審査準則第 30 条に係る規定に基づき認識したうえで、中間納付税額を計算する必要があります。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

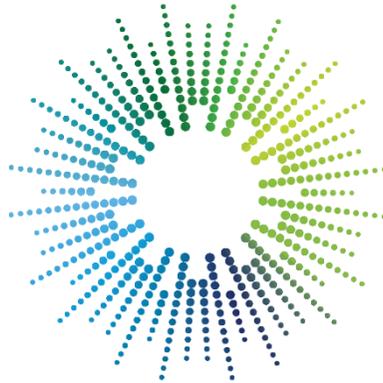


Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。



日商組新聞稿

<Tax>

財政部核釋營利事業暫繳申報採試算所得者 免計入 CFC 投資收益

財政部 112 年 5 月 18 日發布台財稅字第 11204543460 號令核釋「營利事業依所得稅法第 67 條第 3 項規定，以當年度前 6 個月之營業收入總額，依同法有關營利事業所得稅之規定，試算其前半年之營利事業所得額時，免依同法第 43 條之 3 規定試算應認列之投資收益。」

[財政部說明](#)

1. 考量所得稅法第 43 條之 3 營利事業 CFC 制度之各項適用要件及所得計算，係以全年度資料為基礎（如：股權控制比率、豁免條件、CFC 當年度盈餘），尚難於年度中判斷一境外關係企業是否係我國營利事業股東控制之 CFC 或計算應認列之 CFC 投資收益。為簡化行政作業及降低納稅義務人遵循成本，該部核釋營利事業選擇以當年度前 6 個月之營業收入總額計算暫繳稅額者，免依所得稅法第 43 條之 3 規定試算應認列之投資收益。

2. 依所得稅法第 67 條第 1 項規定按上年度結算申報營所稅應納稅額之 1/2 為暫繳稅額者，無須考量上年度各類所得之特性，意即其暫繳稅額仍應包含上年度依營利事業 CFC 制度計算之應納稅額。

勤業眾信觀點

依法令規定，台灣營利事業當年度自其持有CFC獲分配盈餘，台灣營利事業可自己計入課稅之CFC投資收益範圍內減除，不會重複計算課稅。

經與財政部討論，提醒營利事業採試算暫繳申報者，若上半年CFC轉投資非低稅負地區事業若有分配盈餘，並層層分配回台灣，雖不用計算CFC投資收益計入暫繳試算所得課稅，惟台灣營利事業仍須將此自CFC獲配的盈餘，依營利事業所得稅查核準則第30條規定，先計入暫繳試算所得課稅。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 (統稱為“Deloitte 組織”)。DTTL (也稱為“Deloitte 全球”) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)、其會員所或其相關實體的全球網絡 (統稱為“Deloitte 組織”) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾 (明示或暗示)，DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。

© 2023 勤業眾信版權所有 保留一切權利